



令和8年1月28日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月28日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和8年1月28日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：山浦、日置

電話：092-472-2529





別紙

自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
長崎	青方	2両×30日	長崎	野母崎	1両×25日
	長崎北	3両×20日		二本楠	1両×23日
	長崎東	2両×30日		瑞穂	1両×20日
	長崎中央	3両×20日	熊本	牛深	3両×32日
	大村	3両×20日		小川	2両×42日
	奈良尾	1両×42日		本渡	2両×30日
	黒崎	1両×40日		菊池	2両×30日
	玉之浦	1両×38日		下浦	1両×47日
	小值賀	1両×37日		白水	1両×46日
	荒川	1両×33日		二江	1両×43日
	大島	1両×30日		苓北	1両×40日
	鹿町	1両×27日		高森	1両×39日
	肥前大島	1両×26日			